

平成26年 第2回定例会

1 議事日程第1号

6月13日(金曜日)午前10時開会

日程番号1	会議録署名議員の指名
日程番号2	会期の決定 (諸般の報告)
日程番号3	行政報告
日程番号4	教育行政報告 (今期議会議案提案理由総括説明)
日程番号5	監査報告第1号 例月出納検査報告
日程番号6	報告第1号 平成25年度土幌町一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程番号7	報告第2号 株式会社土幌町物産振興公社の経営状況の報告について
日程番号8	報告第3号 株式会社ベリオレの経営状況の報告について
日程番号9	議報告第1号 総務文教常任委員会所管事務調査報告
日程番号10	議案第1号 土幌町町税条例の一部を改正する条例案
日程番号11	議案第2号 土幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
日程番号12	議案第3号 土幌町就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例案

2 出席議員(12名)

1番 秋間 紘一 2番 飯島 勝 3番 森本 真隆 5番 細井 文次
6番 出村 寛 7番 服部 悦朗 8番 清水 秀雄 9番 中村 貢
10番 和田 鶴三 11番 大西 米明 12番 加藤 宏一 13番 加納 三司

3 欠席議員(0名)

4 地方自治法121条の規定による説明のための出席者

町長 小林 康雄 教育委員長 力石 憲二

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長	柴田 敏之	保健医療福祉センター長	山中 雅弘
総務企画課長	寺田 和也	会計管理者	土屋 仁志
町民課長	波多野 義弘	保健福祉課長	大森 三宜子
産業振興課長	高木 康弘	建設課長	増田 優治
道路維持担当課長	佐藤 英明	子ども課長	高橋 典代
病院事務長	奥村 光正	特別養護老人ホーム施設長	金森 秀文
子ども課長	高橋 典代	消防署長	荒田 雅則

6 教育委員長の委任を受けて出席した者

教育長 堀江 博文 教育課長 辻 亨
教育委員会参与 笠谷 直樹 高校事務長 藤村 延
給食センター所長 鈴木 典人

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 遠藤 政雄

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 瀬口 豊子 総務係長 藤内 和三

9 議事録

(午前10時00分)

1	加納議長	ただいまの出席議員は12名であります。 定足数に達しておりますので、これより平成26年第2回土幌町議会定例会を開会いたします。 これから本日の会議を開きます。 議事日程は、お手元に配付のとおりです。 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番、飯島勝議員及び3番、森本真隆議員を指名いたします。
2		日程第2、会期の決定を議題といたします。 お諮りします。本定例会の会期は、去る6月10日、議会運営委員会を開催し、協議の結果、本日から6月19日までの7日間とし、本日配付した会期日程表のように付議したいと思います。これに異議ありませんか。 <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、会期は本日から6月19日までの7日間に決定しました。 これから諸般の報告を行います。 閉会中の議会の主な出来事については、お手元に配付した事務報告によりご了承お願いいたします。
	服部議員	各議員から報告事項があれば報告願います。7番、服部議員。 平成26年5月26日に開催されました平成26年第2回北十勝消防事務組合議会臨時会の結果について報告申し上げます。 会期の決定に続いて、議案第1号の平成26年度北十勝消防事務組合一般会計補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万6,000円を追加し、総額をそれぞれ12億9,262万3,000円

とするもので承認、可決されました。議案第2号 工事請負契約の締結につきましては、木野消防会館改築建築主体工事請負契約で承認、可決されました。議案第3号 財産の取得については、士幌町関係分として備品、水槽つき消防ポンプ自動車1台、士幌消防団配置車両の更新で5,364万460円で承認、可決されました。議案第4号、議案第5号、それぞれ財産の取得で、備品として消防ポンプ自動車、水槽つき消防ポンプ自動車それぞれ1台、音更消防団配置車両の更新でそれぞれ承認、可決されました。議案第6号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増減及び北海道町村議会議員公務災害補償等組規約の変更について、議案第7号 北海道市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び北海道市町村総合事務組規約の変更についてそれぞれ承認、可決されました。

詳細につきましては、お手元に配付の資料のとおりでありますので、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。

以上で報告を終わります。

加納議長 ほかにございませんか。

(な し)

加納議長 なければ、これで諸般の報告を終わります。

3

日程第3、行政報告、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。町長、登壇願います。

小林町長 本日ここに、第2回定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多用の折にもかかわらずご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

まず、去る6月3日に、昭和28年から昭和32年にかけて士幌村農民連盟事務局長としてご尽力いただき、また、昭和62年頃からは本町の大きな懸案であった道道士幌然別湖線、いわゆる士幌高原道路の促進にご指導賜った丸谷金保元参議院議員(元池田町長)が、ご逝去されました。生前のご支援に衷心より感謝申し上げますとともに、ご冥福をお祈りするものであります。

それでは、3月の定例町議会以降の町政の経過について、ご報告申し上げます。

はじめに、4月1日付けで人事異動を行い、新しい執行体制を整えました。今回の発令は、職員の退職補充並びに定期異動であります。新規採用は一般職7名、任期付職員1名の合計8名で、異動職員数は、町長部局では、課長職6名、課長補佐職6名、係長職7名、一般職8名の計27名であります。行政委員会では、異動は課長職4名、係長職5名、一般職1名の計10名で、異動総数は37名となりました。このほか、特定非営利活動法人であるへき地保育所へ2名を出向し、士幌町商工会へは1名を出向しております。

次に、経済連携協定についてであります。4月7日に平成19年から協議されてきた日豪EPA交渉が、牛肉などの関税の大幅引き下げとともに、砂糖なども将来見直しの対象とし、更には、日本が他国に農畜産物関税で有利な条件を与えた場合、日豪間で合意内容を見直す条項が含まれて、大筋合意さ

れております。

一方、TPP交渉は、農畜産物の関税を含む市場アクセス分野などで交渉が難航し硬直化しておりましたが、米国との二国間協議の進展と、4月24日にはオバマ大統領訪日による日米首脳会談が行われたことなどから、5月19日から2日間の日程で開催される閣僚会合での大筋合意の可能性も懸念されておりました。このような状況の中、本町においては、5月1日に町内17関係機関・団体の主催による「TPPから地域を守る緊急集会」を開催したところであります。緊急集会には、町民約600人が参加し、持続できる農業経営・農村社会の実現のため「TPP交渉からの脱退、情報開示の徹底、国会決議を遵守し譲歩や拙速な合意を行わない」ことを求める決議を採択し、安倍総理大臣を始め関係大臣等に提出したところであります。また、十勝においては5月13日に管内30団体でつくるTPP問題を考える十勝管内関係団体連絡会議が開催され、「TPP協定交渉から十勝を守り抜く」決議が採択されております。今回の閣僚会合での大筋合意は見送られたものの、7月に開催される首席交渉官会合に向け、二国間協議を集中的に進めるとしており、交渉合意に向けた動きが加速化されるものと思われ、予断を許さない状況であります。日豪EPA・TPP交渉ともに関税の引き下げは、農業はもとより地域産業の崩壊となるものであります。今後も、国会決議を守り抜くよう強く要請していくとともに、十分な情報開示の徹底を強く求め、地域挙げての取り組みを推進してまいりたいと存じます。

次に、農業共済事業の組織再編につきましては、4月に行われた春の町づくり懇談会でも加入者への報告を行い、ご意見を伺ったところでありますが、これまでの十勝NOSA Iとの協議では、基本構想については合意したものの、家畜診療におけるJA士幌町への嘱託継続等に関して、双方の主張に差異があり未だ合意に至っておりません。当初予定の平成27年4月に再編するには、遅くとも本年9月までに第3段階の再編推進委員会に移行しなければならず、今後、北海道農業共済組合連合会や十勝総合振興局にも協議に加わっていただきながら、本町の事業運営の特徴である高い加入率や効果的なサービスなどが維持出来るよう、精力的に協議してまいり所存であります。

次に、農地中間管理機構についてであります。担い手への農地集積と集約化を加速し、農業の生産性の向上を図るため、本年4月から都道府県単位で、農地中間管理機構が設置されました。農地中間管理機構は、離農農家などの農地を10年間借り受け、その農地の受け手となる農家を公募して、まとまりのある形で農地を利用できるように、貸し付けを中心とした農地中間管理事業を行うものであります。また、利用配分計画の策定に当たっては、市町村が策定している「人・農地プラン」と連動することから、農地流動化策を効果的に推進するため、全ての市町村に業務委託される予定であります。本町としましては、本事業の事務を受託し、利用配分計画案の作成には農業委員会との連携が不可欠であり、事務の一部を農業委員会に委任する方針であります。

次に、帯広厚生病院の移転改築に伴う運営費支援についてであります。町村会としては不採算部門の救命救急センターの運営費を対象に、平成30年度から年約1億3,000万円を上限として、支援する方向としていたところであります。その後、基本設計が出来たこともあり、去る4月24日に、北海道厚生連の奥野会長より、「救命救急センター以外の不採算部門も加え、平成26年度から特別交付税での措置が可能な年約3億3,000万円を」との再要請がありました。町村会での議論の結果、今後において帯広市との協議を深めながら、対応していくこととしているところであります。

次に、国道新ルートを活かした拠点づくりについてであります。町、JA、商工会の3団体で平成24年8月に設置した「国道新ルートを活かした拠点づくり検討委員会」及び「ワーキングチーム」において検討を進めており、6月中に構想案を取りまとめ、その後町内の各種団体、グループとの意見交換を行ったうえで、基本計画案の策定に着手し、本年12月には基本計画として取りまとめる予定であります。議会とは、時機を見て協議を行ってまいりたいと存じます。いずれにしましても、国道新ルートを活かし、町の活性化が図れる拠点づくりを目指す所存であります。

次に、今年の農作物の作付け状況及び作況についてであります。6月1日現在における町農業振興対策本部のまとめた説明資料のとおり、4月以降、高温・小雨で推移したため、播種作業は例年より早く始まり、2日から7日程度早く終了しております。しかしながら、小麦の一部圃場において、冬期間の積雪が少なかったことによる凍上害により、廃耕や欠株、生育ムラが発生しております。また、4月28日から29日にかけての強風と降霜により、てん菜に大きな被害が発生しております。被害を受けていない農産物の生育につきましては、干ばつによる影響が懸念されますが、平年より進んでいる状況であります。気象庁の6月から8月までの3か月予報では、エルニーニョ現象発生の可能性が高いことから、平均気温は平年並か低く、また降水量も平年並みか多くなるとの見方を示しており、今後におきましては、関係機関と連携のもと、適切な管理作業等の指導に万全を期するとともに、気象条件によっては農作業事故の多発が懸念されることから、事故防止の啓発に努めてまいりたいと存じます。

次に、てん菜の被害についてですが、4月28日の強風、29日の降霜により、移植を完了していたてん菜に被害が発生いたしました。被害申告110戸、486ヘクタールのうち、特定被害の共済対象として、再移植143ヘクタール、補植64ヘクタール、直播129ヘクタールの合計336ヘクタールが認定となる予定であります。また、他作物への作付変更による廃耕は、6戸6筆で13ヘクタールとなる予定であります。

次に、畑作物共済の引受は、255戸、6,399ヘクタールの申し込みを受け付けており、その内訳は5畑作物250戸、5,797ヘクタール、スイートコーン・玉ねぎの露地野菜は170戸、602ヘクタールとなっており、現在、農家からの申告をもとにマッピングシステムにより、確定作業を実施しているところであ

ります。家畜共済の当初引受では、総頭数で6万1,729頭、総共済金額では73億2,501万円となり、内訳では、乳牛の雌等26,903頭で共済金額は26億4,650万円、肉用牛等3万4,803頭で共済金額は46億7,359万円、一般馬・種雄畜合わせて23頭で共済金額は492万円となっており、前年対比では、総頭数で185頭の減となりましたが、評価基準の見直しがあったため、総共済金額では3億3,443万円の増額となったところであります。

次に、国営かんがい排水事業の富秋土幌川下流地区のうち、本町にかかる富秋地区は、今年度から排水路の工事着手を予定しております。施行箇所は、富秋排水路・土幌南排水路の2箇所となっております。土幌西部地区は、吉野排水路から第7号明渠排水路の一部を今年度施工区間として準備を進めており、第14号明渠排水路の調査設計にも着手する予定となっております。両地区とも、本事業の完成により周辺農地への湛水被害が解消され、農業生産性の向上及び農業経営の安定に資する効果が大きい事業であり、これからも関係機関に対し、事業の早期完成に向け強力に要請してまいりたいと存じます。

次に、農地・水保全管理支払交付金事業は、今年度より名称が変わり多面的機能支払い交付金事業として創設され、地域にもご理解いただき、引き続き農村部全地域で実施されることとなり、事業規模は事業費ベースで9,600万円から1億3,600万円となる見込みであります。町はこれまで同様、本事業の趣旨であります、地域一体となって農業・農村の多面的機能を維持・発揮し、食料自給率の向上と食料安全保障を確立し強い農業を創り上げることを踏まえ、保全隊の取り組みを積極的に支援してまいりたいと存じます。

次に、土幌町簡易水道の整備ですが、土幌及び中土幌市街を含む本町の中央部分を縦断する地域に、安全で安定的に給水することを目的として整備に着手しております。本年度までは町単独費で事業を行っておりますが、来年度からは道営農地整備事業として行うべく準備を進めております。

次に、建設事業の執行状況ですが、これまでに執行した工事について申し上げます。土木関係では、国の平成25年度補正予算関連の繰越事業である社会資本整備総合交付金事業や、土幌幹線交付金道路改良工事等を含む16件を発注したところであります。今後は、補助事業の発注を含め適期に工事が出るよう努めてまいりますとともに、町の単独工事につきましては、町づくり懇談会で出された要望も加味しながら進めてまいりたいと存じます。土地改良関係では、道営事業の畑総事業4地区の圃場整備と上居辺第2地区の農道整備について実施する予定で、新田地区草地整備事業につきましては、草地整備改良と施設整備等を実施する計画となっておりますが、これら道営事業のうち、繰越明許費で予算措置されている一部は既に工事が発注されております。未発注の工事についても逐次発注される計画であります。また、町が実施します団体営事業では、実勝第2地区ふるさと農道工事が発注されております。建築関係では、町有施設塗装工事を含む9件が発注となっており、役場庁舎及びコミュニティセンター耐震改修工事・公営住宅若葉団地新築工

事の2件に関わります工事請負契約については、今議会に追加議案を上程する予定でありますので、よろしくお願ひ申し上げます。水道事業関係では、これまでに9件を発注したところで、今後は、土幌町簡易水道事業の配水管路敷設工事と道路事業関連の移設工事等を予定しております。

次に、平成20年度より町と地域の共同運営としてスタートした下居辺へき地保育所は、入所児童の減少のため、本年4月1日より地域運営の認可外保育所として運営されることとなりました。統廃合等も含め、地域運営委員会とも協議を行ってまいりましたが、送迎等の課題も多く、今年度については地域での運営となったものであります。今後の対応については、第1回定例町議会の一般質問にもありましたように、認定こども園への通園も含め、本年度策定される子ども子育て支援事業計画による小規模保育、家庭的保育などの基準等も考慮し、地域と協議のうえ、方向性を見出してまいりたいと存じます。

次に、コミュニティバスの試験運行についてですが、一部の便で運行時刻の見直しを行い、4月1日より通年試験運行を開始いたしました。2か月間の利用状況ですが、運行日数41日、延べ利用人数760人となり、1日平均18.5人となったところであります。曜日や天候による増減はありますが、高齢者などの交通手段確保に努めてまいりたいと存じます。

次に、移住体験住宅についてですが、入居者の1次募集期間を4月15日から5月15日までとし、2件の申し込みがあり入居を決定したところであります。1次募集期間後は、随時、受付することとしており、数件の問い合わせもあるところから、現在は7月1日からの受入れに向けて外構工事を行っており、今後もサポート体制などの詳細な情報提供を行いながら、入居者の募集や受入れを進めてまいりたいと存じます。

次に、昨年から進めている100年の森づくり事業であります。5月25日に下居辺ワッカクネツップの町有地において、100年の森づくり町民植樹祭を開催し、サタデースクールの参加者を含め町民約160名の参加のもと、ミズナラ約600本の植樹に汗を流したところであります。この植樹祭は、開町100年を迎える平成33年まで行う予定であり、豊かな緑環境の創造と自然災害に強い地域づくりを目指して、町民参画による植樹を推進してまいる所存であります。

次に、行事関係についてであります。5月3日に美濃市制施行60周年記念式典が挙行され、加納議長とともに出席いたしました。式典はオープニングパフォーマンスで始まり、国選択無形民俗文化財「美濃流し仁輪加」で和やかな雰囲気の中で開式し、60周年の節目を祝うに相応しい式典となり、記念公演「未来へ」でエンディングとなりました。午後は「うだつの町並み博覧会」が行われ、花みこし、山車、練り物、神楽等の伝統行事パレードが盛大に行われ、市民をはじめ多くの観客が美濃市の伝統行事に感銘を受けていたところであります。今後は、6月15日に戦没者追悼式が開催されます。

受章関係では、27年間の永きにわたり特別養護老人ホームで寮母を務めら

れ、献身的に入居者への介護に尽くし、今日までの基礎の確立と基盤づくりに多大な貢献をされたとして、緑光の佐藤 末子さんが、瑞宝単光章を受章されました。表彰関係では、いこいの菱沼 美和子さんが、平成4年12月より21年にわたり土幌町民生委員を務められ、その間、心配ごと相談所相談員や土幌町社会福祉協議会評議員を歴任されるなど、住民の援護厚生指導に積極的な貢献をいただいたとして、厚生労働大臣特別表彰を受賞されました。

次に、国民健康保険病院の平成25年度の決算状況についてご報告申し上げます。まず患者数では、平成24年度と比較し、入院で282人減の1万7,946人となり1.6%減、外来で1,926人減の2万7,286人となり6.6%減となっております。収支決算額では、他会計の負担金を含む病院事業収益が平成24年度と比較し、2,556万円減の8億9,082万円、率では2.8%減となりました。一方、病院事業費用も平成24年度と比較し、3,225万円減の9億2,227万円となり、3.4%減となっております。主な要因としましては、その他費用では1,408万円の増、医業外費用で30万円の増となったものの、給与費で4,292万円の減、材料費で314万円の減、減価償却費で57万円の減となり、費用合計では、3,225万円の減となったところであります。病院事業収益から病院事業費用を差し引いた収支不足額は、平成24年度と比較し、3,669万円減の3億2,145万円となり10.2%減となりました。その結果、一般会計が負担する他会計負担金は、平成24年度と比較し3,000万円減の2億9,000万円となり9.4%減となったところであります。なお、詳細につきましては、平成25年度決算状況として説明資料を添付しておりますので、ご参照願います。平成25年度の病床利用率の結果であります。一般病床では77.1%、療養病床では91.8%、合わせて82.0%となったところであります。平成24年度からは常勤医師が4人体制となっておりますが、更なる良質で適切な医療サービスの提供、経営改善への努力を推進すべく、指示をしているところであり、町立病院が町内唯一の医療機関、福祉村の中核施設としての役割が果たせるよう、病院スタッフ共々努力をしまいたいと存じます。特に今年度は、昨年実施した町民アンケートの結果や地域包括ケアシステムの動向を踏まえ、地域医療等アドバイザーの多面的・専門的な助言を受けながら、改善計画を策定してまいる予定でありますので、議員各位の一層のご指導とご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、平成25年度の各会計の決算状況ですが、最終の補正予算を経て、5月31日に出納閉鎖されました。病院事業会計を除く7特別会計は、いずれも翌年度の補正財源としての所要額を確保して決算しております。一般会計においては、翌年度への繰越明許費相当分を差引きし、約1億6,500万円を翌年度繰越財源として確保することが出来ました。今後も、効果的な予算執行と健全な財政運営に努めてまいる所存ですので、議員各位の一層のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

今期議会に提出の案件は、条例の一部改正3件、北海道市町村総合事務組合規約の変更1件、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更1件、

4 加納議長

堀 江
教 育 長

人事案件1件、補正予算3件、報告は繰越明許費繰越計算書1件、経営状況報告2件となっております。

それぞれ詳細をご説明申し上げますので、充分ご審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げます、行政報告にかえさせていただきます。

日程第4、教育行政報告、教育長から教育行政報告の申し出がありましたので、これを許します。教育長、登壇願います。

平成26年第2回定例会の開会にあたり、教育行政報告を申し上げます。

はじめに、3月9日に第8回みんなで教育を考える集いが開催され、約180名の町民の皆様の参加を得て、35個人3団体に文化・スポーツ賞等の表彰を行うほか、ラジオパーソナリティーの金子耕式氏が子どもを伸ばす育て方と題して講演され、子どもたちとよい人間関係を確立するためには家族と一緒に食事をする、親の権威を確立することが大切だと指摘し、家族のふれあいを通じて、子どもたちのすばらしい能力を見つけ、目標を見いだすお手伝いをしてほしいと話されていました。この集いは、幼児教育から学校教育さらに社会教育に至る生涯学習について、全町民に関心を持ってもらい、子どもをみんなで守り育てるための教育を考える契機とすることを目的とするものであり、今後とも多くの成果が得られるよう内容の充実を図っていくことといたします。

次に、義務教育関係について報告いたします。

本年度の小中学校新入学児童生徒数は、全小学校で63名、中央中学校で51名と、前年度比それぞれ5名減、13名減となり、その結果、全小学校児童数は384名で対前年度比10名増、中央中学生徒数は173名で対前年度比1名減となりました。学級編制につきましては、全小学校普通学級で1学級減の32学級、特別支援学級は2学級増の11学級で新年度をスタートいたしました。中央中学校の学級編制は、普通学級6学級、特別支援学級4学級でともに前年度と同じであります。本年度も、町単独による少人数学級を土幌小学校第2学年までとし、中土幌小学校の単式化を継続して学級編制を行いました。

次に、今年度の小中学校教職員の人事異動につきましては、校長4名、教頭1名、教諭15名、養護教諭3名、事務職員4名、が4月1日付で発令され、本町に着任いたしました。去る4月3日には教職員着任式を行い、転入者を歓迎するとともに、早期に本町を理解いただくため、5月8日には転入者を対象とした町内施設見学を行いました。各学校は、新たな体制の下で新年度を迎え、それぞれの学校教育目標や学校経営方針に基づいた教育が進められていますが、各校の特色や経営課題を踏まえ、児童・生徒の学ぶ意欲を高めるとともに、一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育活動を進めて、本町の小中学校教育の一層の充実を図りたいと考えます。

次に、土幌小学校の言語通級指導教室、さらに、幼児療育センターが併設されたことばの教室につきましては、4月9日に通室説明会を開催し、本年度当初は幼児、小学生、中学生合わせて61名の子どもたちが通室通級することになり、小中学校、保育所、認定こども園、発達支援センター、保健福祉課、相談支援専門員など、関係機関の連携のもと運営することとしております。

次に、土幌高等学校について報告いたします。

本年度は、アグリビジネス科18名、フードシステム科38名で合計56名の新入生を迎え、また、人事異動により教頭のほか6名の教諭が着任し、新年度がスタートいたしました。

生徒は普通教科及び専門的な教科の学習、課外活動や部活動に取り組み、大きな成果をあげております。特に、6月6日から6日間、アメリカコロラド州のキャッスルビュー高校の生徒15名と引率教員1名が来町し、様々な交流事業を通して、本校及び中央中学校生徒等に新しい刺激を与えてくれましたので、今後の海外交流事業をさらに発展させていきます。来年度の入学生確保対策につきましては、すでに校内生徒募集委員会議を開催し、中央中学校のほか近隣中学校の訪問を予定しています。そして、9月19日の一日体験入学で、本校の特色や支援制度などについて生徒や保護者に理解を得ることとしております。

次に、体罰実態調査について報告いたします。

昨年、初めて全国一斉に調査が行われましたが、本年も2月から4月にかけて体罰の実態を把握する調査が行われました。本町の小・中学校、高校でも、昨年と同様に児童生徒、保護者、教職員に対する調査が行われ、回答から体罰と疑われる事例がありましたので当該学校で詳細な調査を行った結果、体罰には該当しないという報告でした。しかし、体罰が疑われる指摘があったことについては重く受け止め、行き過ぎた指導が行われていないか更に点検や確認をしていく必要があると思われまます。これからも、いかなる理由があっても暴力では子どもを適切に指導することはできないことを認識しながら、体罰が教育の現場で行われることが決してないように指導してまいります。

次に、3月25日から27日までの3日間、総合研修センターで春休み学習サポート塾を開催しました。北海道大学恵迪寮運営特別委員会の委員長ら4人の北大生が先生となり、町内の子どもたちに勉強を教え、延べ53人の小学生が参加しました。今回の学習サポート塾は、35年前に北大恵迪寮の学生と町が協力し、同寮OB、大学教官、町民などの支援を受けて寮生によって山小屋チセ・フレップが建設され、以後寮生と町で交流を行ってきたことが縁で、町と交流を深めたい北大寮生側と、春休みの子どもたちの学習支援をしたいという教育委員会の思いが合致し、初めて実現したもので、子どもたちも北大生に教えても

らえて楽しかったと話しており、今後も継続・拡充して実施していくことで協議を行うこととしております。

次に、社会教育関係について報告申し上げます。

各種学習活動は、柏樹大学が4月25日に新入生13名を迎えて新学期をスタートいたしました。学生は、自ら学ぶ意欲と自己実現を図り、交流や異世代とのふれあい、ボランティア活動等を通して、社会に参加することを大きな目的としています。学習課程につきましては、一般教養を内容とする講座や町内の小・中学生、高校生、町外高齢者学級との交流事業の他、趣味を中心としたクラブ活動では、軽スポーツ・カラオケなど多種にわたり積極的な学習活動が計画されています。また、4月25日には柏樹大学院の開講式を行い、修士課程に13名が入講されました。これにより生涯課程59名、博士課程41名、修士課程46名合わせて146名が親睦や交流事業、ボランティア事業などの学習活動を進める予定となっています。女性ライフスクールは、本年度12名の参加を得て、自主的な活動が開始されました。さらに、中土幌地区・佐倉地区においても、独自の女性学級が開設されるなど、生きがいのある充実した生活への高まりとともに、豊富な経験を活かして積極的な学習活動と地域社会への参加が期待されています。

次に、スポーツ関係では、しほろ清流パークゴルフ場は4月19日に、中土幌の森パークゴルフ場は4月27日にそれぞれオープンしました。コースの管理業務につきましては、従来どおり町パークゴルフ協会及び中土幌愛好会に委託をすることといたしました。陸サッカー場は、サッカー協会と連携を図りながら管理業務を行っております。さらに、屋外ゲートボール場も既にオープンしており、町営球場では町軟連主催による朝野球大会が開催されるなど、屋外スポーツが盛んに繰り広げられています。また、町民プールは6月13日から本年度の利用を開始し、9月21日までの開設を予定しており、来月には幼児と小学校低学年のための水泳教室を実施するなど、利用の拡大を図っていきたくと存じます。

次に、本年度の食品加工研修センターの運営であります。モニター会議や町民の方々の意見を踏まえて、町民向け研修講座8回、自主研修グループによる利用54回、小中学生の体験学習23回を予定しています。特に、自主研修グループは登録数43団体となっているため、全ての要望に応じられない状況にありますが、土幌高校の加工実習授業と調整を図りながら、出来る限り要望に応じていくこととしております。

次に、北中音更小学校では、平成23年11月に統廃合検討委員会を組織して、地区内でアンケート調査を行い検討を重ねてきましたが、本年3月29日の北中地区総会で閉校の方針を固め、4月22日付けで土幌町立北中音更小学校PTA会長から、同校の閉校・統合に関わる決定

書及び要望書の提出がありましたのでご報告いたします。これを受け、4月23日開催の平成26年第4回教育委員会定例会において協議を行い、地域及びPTAの意向を尊重し、平成27年度末をもって北中音更小学校を閉校し、土幌小学校に統合することを確認したところであります。教育委員会としましては、同校PTA等と十分協議を行いながら、閉校事務を進めることとしております。北中音更小学校は、106年の歴史と伝統のある学校ですが、近年児童数が減少し、今後増加が見込めないことから、将来を見越し、子どもたちの学習環境を最優先する判断に至るまでには、限りない愛惜と万感の思いがあったことと推察いたしますが、勇気ある決断をされました北中地域並びに北中音更小学校PTAの皆様に対し、心から敬意を表するものであります。

以上申し上げ、教育行政報告といたします。

加納議長

これで行政報告は終わりました。

なお、行政報告に関連して一般質問を追加される方は、本日午後4時までに通告書を提出されるようお願いいたします。

ここで本定例会に提出された議案について理事者からの提案理由総括説明を求めます。副町長、登壇願います。

柴田副町長

それでは、今期定例議会に提案をしております議案の総括説明をいたします。

議案につきましては、条例の一部改正が3件、組合規約の変更について2件、人事案件が1件、平成26年度補正予算が3件、合計で9件の議案を提出させていただきました。

最初に、議案第1号の土幌町町税条例等の一部改正につきましては、地方税法の一部改正によるものであり、個人及び法人町民税、固定資産税、軽自動車税の一部改正であります。町民税の関係では、肉免及び優良宅地等の譲渡所得にかかわる課税の特例の延長と法人町民税の税率の引き下げによるものであります。固定資産税につきましては、償却資産税の特例について水質汚濁防止法や大気汚染防止法などの処理施設にかかわる特例割合について追加するものと一定要件の一般社団法人及び一般財団法人の固定資産税の非課税措置を廃止しようとするものであります。次に、軽自動車税についてであります。平成27年度からの軽自動車税の税額の引き上げと軽自動車税の税額の特例といたしまして一定期間を超える年数の車についての軽自動車についての税額を引き上げる税額の割増しについての規定を新設するものであります。

議案第2号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきましても地方税法の一部改正によるものであります。内容は、後期高齢者支援金分及び介護分の課税限度額をそれぞれ2万円ずつ引き上げるとともに、5割、2割の軽減の判定基準の範囲を広げ、低所得者層への税負担の軽減を図るものであります。

議案第3号は、就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例案ですが、学校教育法施行令の一部改正により就学指導のみならず、就学後の教育支援についても助言を行うという観点から、就学指導委員会の名称を教育指導委員会と変更し、目的及び所掌事務等について改正するものであります。この改正に伴いまして報酬条例中の就学指導委員会も教育指導委員会に改正しようとするものであります。

以上が条例の一部改正であります。

議案第4号及び第5号は、組合規約の変更について議決を求めるものであります。議案第4号は北海道市町村総合事務組合規約、議案第5号は町村議会議員公務災害補償等組合規約についてそれぞれ加入団体の脱退及び加入に伴い関連箇所の規約について改正し、議決を求めるものであります。

議案第6号は人事案件でありまして、固定資産評価審査委員の任期満了に伴い、選任についての議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第7号から第9号までは平成26年度の予算の補正でありまして、一般会計、簡易水道事業会計及び公共下水道事業会計について3件の補正予算であります。

このほか平成25年度一般会計繰越明許費計算書と株式会社土幌町物産振興公社及び株式会社ベリオールの経営状況について報告をさせていただきます。

また、最終日には役場庁舎及びコミュニティーセンター耐震改修工事と公営住宅若葉団地新築工事の工事請負契約についてそれぞれ追加議案の提案を予定をしております。

それぞれ議案提案の都度詳細を説明申し上げますので、審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げます、総括説明といたします。

日程第5、監報告第1号「例月出納検査報告」を行います。
職員に朗読させます。

監報告第1号。

平成26年6月13日。

土幌町長、小林康雄様。土幌町議会議長、加納三司様。

土幌町監査委員、佐藤宣光。土幌町監査委員、出村寛。

例月出納検査報告。

例月出納検査の結果を、地方自治法第235条の2第3項の規定により、次のとおり報告します。

例月出納検査報告書。

平成25年度2月分、平成26年3月20日、平成25年度3月分、平成26年4月21日、平成25年度4月分、平成26年5月20日、平成26年度4月分、平成26年5月20日。いずれも佐藤、出村監査委員。

下記の関係諸帳簿を調べ、現金出納状況及び現金保管状況につき検査をしたところ、いずれも適正であった。

5 加納議長
藤内
総務係長

6	<p>加納議長 出 村 監査委員 加納議長</p>	<p>記以下記載のとおりですので、朗読を省略します。 以上です。 監査委員の補足説明があれば求めます。 ございません。</p>
	<p>寺田総務 企画課長</p>	<p>これで例月出納検査報告を終わります。 日程第6、報告第1号「平成25年度土幌町一般会計繰越明許費繰越計算書について」報告を行います。 理事者の説明を求めます。総務企画課長。 総務企画課長、寺田より説明申し上げます。 報告第1号 平成25年度土幌町一般会計繰越明許費繰越計算書についてですが、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして、平成25年度土幌町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書を別紙のとおり報告いたします。 この件につきましては、平成26年3月7日開催の第1回定例町議会におきまして繰越明許費の議決をいただいているもので、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは翌年度の5月31日までに繰越計算書を作成し、次の議会に報告しなければならないと規定されていることから、繰越明許費に係る事業内容について報告するものでございます。</p>
7	<p>加納議長</p>	<p>裏面の計算書をごらんいただきたいと思います。6款1項農業費の道営土地改良事業負担金は道営畑総事業3地区分の負担金並びに道営草地整備事業1地区分の負担金でございます。8款2項道路橋梁費の防災安全社会資本整備交付金事業は土幌33号道路改良に係る工事請負費及び道路路面性状調査業務、道路附属物点検業務等の防災、安全に係る委託料でございます。9款1項消防費の消防救急無線デジタル化整備事業は十勝圏消防救急デジタル無線整備工事に係る負担金で、3事業合わせまして総事業費3億3,046万1,000円を平成26年度に繰り越したものでございます。財源の内訳につきましては特定財源、一般財源、それぞれ記載のとおりとなっております。 以上、報告といたします。</p>
	<p>加納議長</p>	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ございませんか。 (な し)</p>
	<p>高木産業</p>	<p>以上で平成25年度土幌町一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。 日程第7、報告第2号「株式会社土幌町物産振興公社の経営状況の報告について」を行います。 理事者の説明を求めます。産業振興課長。 産業振興課長、高木より報告を申し上げます。</p>

振興課長

平成25年度の株式会社土幌町物産振興公社の経営状況の報告ですが、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものでございます。

経営状況報告書の1ページをお開きください。取締役及び監査役名簿、さらに株主名簿につきましては記載のとおりです。

次に、2ページの第25期事業報告書で1の総括であります。当期における我が国の経済状況は安倍政権による財政金融政策、いわゆるアベノミクスにより景気は緩やかに回復基調に向かっているとされていますが、地方においてはその波及効果は余りあらわれていないのが実感であります。このような状況の中、当期から太陽光発電事業を行うとともに、仕入れを初め諸経費の縮減に努め営業を行い、当期利益は297万8,000円となったところです。

2の営業部門の部門別売上高ですが、太陽光発電を除き24期と比べマイナスとなり、レストラン部門は2,724万9,000円、アイス部門は1,622万円、菓子部門は702万9,000円、物品販売部門は174万3,000円、太陽光発電部門が2,589万6,000円で、総売上高は7,813万7,000円となったところであります。

3の受託事業部門では、道の駅ピア21しほろの管理運営業務を町から、物産館販売業務については農協から委託を受け、適切な管理運営に努めてまいりました。

次に、3ページの庶務事項であります。ここに記載のとおり取締役会、株主総会等を開催しております。

次に、4ページの貸借対照表ですが、まず表の左側の資産の部合計で3,617万3,936円でありますが、売掛金の1,296万1,570円のうち1,289万6,646円は太陽光発電の2月、3月分の売電収入であります。次に、表の右側の負債の部の流動負債の未払い金2,207万9,145円となっております。このうち2,000万円は太陽光発電所の賃借料であり、固定負債、長期借入金が264万8,000円、負債の部合計で2,724万9,554円、純資産の部では株主資本計892万4,382円であり、負債、純資産の部合計で3,617万3,936円となり、貸借が一致しております。

次に、5ページの損益計算書であります。5部門の売上高計は7,813万7,425円で、売り上げ原価の計2,689万4,054円を差し引いた売り上げ総利益は5,124万3,371円となります。この金額から販売費、一般管理費6,456万3,716円を差し引き、営業利益はマイナス1,332万345円となります。これに営業外収益1,643万5,243円を加え、営業外費用5万5,999円を差し引き、経常利益は305万8,899円となります。ここから法人税及び住民税8万円を差し引き、当期利益は297万8,899円となったものであります。雑収入の内訳は記載のとおりです。

次に、6ページの販売費及び一般管理費内訳書ですが、それぞれ記載のとおりで、合計6,456万3,716円であります。前期と比較して2,50

0万円ほど増加をしておりますが、主な要因は太陽光発電所の賃借料や電気料などであります。

次に、7ページの株主資本等変動計算書であります。資本金は1,000万円、繰り越し利益剰余金の前期末残高はマイナス405万4,517円、当期純利益は297万8,899円で、当期末残高はマイナス107万5,618円です。株主資本計の当期末残高は892万4,382円となることです。

次に、8ページの注記表、9ページの監査の状況は記載のとおりです。

次に、10ページの第26期事業計画でございますが、1の基本方針は前期同様でございます。(1)、営業部門であります。25期の状況を踏まえ、各種見直しを進める考えであります。具体的には、レストラン新メニューの開発を行うとともに、仕入れの見直しによる経費の削減を図り、経営改善を行うものです。(2)、受託事業部門では、引き続き道の駅ピア21しほろ管理運営業務、物産館の販売業務の委託を受け、適切に執行することとしております。

収支予算につきましては、25期の実績を考慮して、26期の太陽光発電の売上高を6,000万円とし、売り上げ原価を89万4,000円減額し2,600万円、販売費及び一般管理費で太陽光発電管理経費を含め3,343万6,000円増額し9,800万円、営業外収益は国の雇用事業の減額で643万5,000円減の1,000万円とし、当期利益として86万4,000円を見込み、運営していく考えであります。

以上で株式会社土幌町物産振興公社の経営状況の報告を終わります。

加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ございませんか。

(な し)

加納議長 以上で株式会社土幌町物産振興公社の経営状況の報告についてを終わります。

ここで休憩をしたいと思います。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

加納議長 それでは、休憩前に引き続き会議を行います。

8

[日程第8、報告第3号「株式会社ペリオーレの経営状況の報告について」](#)を行います。

理事者の説明を求めます。産業振興課長。

高木産業 産業振興課長、高木より報告を申し上げます。

振興課長 平成25年度の株式会社ペリオーレの経営状況の報告でございますが、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものでござ

います。

経営状況報告書の1ページをお開きください。取締役及び監査役名簿、さらに株主名簿については記載のとおりです。

次に、2ページの第13期の事業報告書の事業概要ですが、我が国の経済状況は先ほどと同様で、地方においてはその波及効果が余らわられていないのが実感であり、電気料金を初め仕入れ価格など各種コストの上昇に伴い経営環境は厳しいものがあります。このような状況の中、当社においては近年伸びてきた宿泊のインターネット販売やこれまで取り組んできた各種企画をさらに推し進め、多角的に営業を進めてまいりました。また、バイオマス事業については厳冬期におけるガスの発生量の維持が課題となっております。トラフグの陸上養殖事業については、生息率が悪く、集客にはつながりませんでした。総入り込み客数は10万4,300人と前年並みであります。収益のかなめとなる宿泊客数は前年度比9%増の9,209人となり、4年ぶりに9,000人台を回復いたしました。その結果、総売上高は前年度比2.3%増の1億5,913万円となりました。一方、販売費及び一般管理費については固定資産税圧縮分を含め2億7,003万円となったところであり、これらの結果、当期最終損失は6万5,000円となり、繰越損失を加えますと当期末損失残高は1,632万円となりました。

次に、3ページをお開きください。庶務事項ですが、記載のとおり取締役会、株主総会等が開催されております。

次に、4ページの貸借対照表ですが、表の左側の資産の部合計で1億4,577万918円となっております。次に、表の右側の負債の部では、流動負債は4,138万4,918円、固定負債計で1億1,070万9,000円、負債の部合計が1億5,209万918円、純資産の部では株主資本計でマイナス632万3,000円、負債、純資産の部合計で1億4,577万918円となり、貸借が一致しております。

次に、5ページをお開きください。損益計算書ですが、経常損益の部で売上高計は1億5,912万8,906円で、内訳は記載のとおりです。これから売り上げ原価計4,977万9,552円を差し引き、売り上げ総利益は1億934万9,350円となります。さらに販売費、一般管理費として2億7,003万4,318円を差し引き、営業利益はマイナス1億6,068万4,964円となり、これに営業外収益1億6,518万32円を加え、営業外費用448万116円を差し引き、経常利益は1万4,952円となり、法人税、住民税及び事業税として8万円を差し引き、当期損失が6万5,048円となったものです。なお、雑収入の内訳は記載のとおりです。

次に、6ページの販売費及び一般管理費内訳書についてはそれぞれ記載のとおりですが、平成24年度に実施した先端農商工連携事業補助金が平成25年度の雑入金となり、利益になることから、補助金によって取得した資産を減価償却費854万2,595円、固定資産税圧縮損1億2,

293万1,564円として計上しております。

次に、7ページをお開きください。株主資本等変動計算書ですが、資本金は1,000万円、繰り越し利益剰余金の前期末残高はマイナス1,625万7,952円、当期変動額はマイナス6万5,048円、当期末残高はマイナス1,632万3,000円となりました。これにより株主資本計及び純資産合計の当期末残高はマイナス632万3,000円となりました。

次に、8ページの注記表、9ページの監査の状況は記載のとおりであります。

次に、10ページの第14期事業計画ですが、1の事業方針は、持ち直しつつある国内経済の状況もいまだその効果が地域の隅々まで行き届かず、景気回復の実感がないのが実情であります。さらには、本年4月からの消費税率の引き上げにより、地域経済への影響が懸念されます。当社といたしましては、コスト削減はもちろんのこと、何より集客増が肝要と考え、一層の知名度の向上に努めるとともに、さらなる魅力的なプランづくりに努め、業績の回復を図ってまいります。

2の収支計画については、13期の実績を勘案しながら計画を立て、14期の売上高合計で1億6,200万円、売り上げ原価で4,860万円、差し引き売り上げ総利益で1億1,340万円、販売費及び一般管理費の1億3,427万円を差し引き、営業利益でマイナス2,087万円、営業外収益2,500万円を加え、営業外費用360万円を差し引き、経常利益23万円を見込んでいるところでございます。

以上で株式会社ペリオレの経営状況の報告を終わります。

加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ございませんか。7番、服部議員。

服部議員 バイオガスを充填して運んで利用するというにはなっているのですが、今の現状と今後どうするのかということについてお聞きします。

加納議長 産業振興課長。

高木産業 産業振興課長より説明をいたします。

振興課長 バイオガスの利活用事業についてでございますけれども、ガスの発生量は特に厳冬期において思わしくなく、ガスの運搬については夏場はある程度行っているわけでありましてけれども、冬季に限ってはなかなか余剰ガスが発生していないという状況で、その利用が余り進んでいないというのが現状でございます。今後発酵槽等の補修なども検討しながら余剰ガスの利活用に向けてまいりたいというふうに考えているところでございます。

加納議長 10番、和田議員。

和田議員 今のところの2ページのところで、トラフグの陸上養殖の関係についてなのですが、これは思いつきの事業ではないと思うのですが、いろいろな形で調査をしながらやってきたらと思うのですが、それ

が最終的には共食いや何かでもって生息率が悪く云々ということで今回は、恐らくはやめるのだろうと思うのですが、その辺についてと中身についてもう少し詳しく報告していただきたいと思います。

加納議長
高木産業
振興課長

産業振興課長。

産業振興課長、高木より説明をいたします。

トラフグ事業につきましては、先端農商工連携事業ということで、陸上養殖施設の実証事業ということで採択を受けて施設を建設して実施をしてきたというところでございまして、当初24年の秋に700匹ぐらいの稚魚を導入したということで、そんな中で施設の中に2つの水槽があって、稚魚が入る1tの水槽とある程度大きくなってきたものが入る10tの水槽ということで、大きくなってきて水槽を移して、昨年の暮れからベリオールの料理として提供しているというところでございすけれども、やはり小さな環境の水槽の中での魚の数が多かったというのが要因だというふうに思うのですが、魚等のストレス等の問題もあって徐々にその数が減っていきまして、最終的にはベリオールのほうで料理のほうで使ったのが30数匹ということになってございます。今後東京海洋大学ともこの点についていろいろ協議をしながら、このトラフグ事業をどういうふうに進めていくかということをございま検討しているところでございます。

加納議長
大西議員

11番、大西議員。

前年度は300万円近い赤字が出たということですから、今回合宿のまちづくりを推進しながら宿泊をあれしたのですが、それで6万5,000円の赤字ということで、相当努力の結果は出ていると思うのですが、ぜひ合宿のまちづくりを推進してどんどん、どんどん宿泊者をふやすことが利益につながると思うし、それから町民が土幌の緑風荘を使うときに何がしかの利点があると、また使おうかなと。ほかの町の例を言うのもおかしいですけども、1泊町内の人が泊まると2,000円補助を出すとか、そういうようなことで地元の人が活用するような促進方法を考えている町もありますので、そういうこともしていけないと、次から次へと手を打っていかないと、合宿のまちづくりで今回6万5,000円まで圧縮させたけれども、累積はありますから、そういうことで新しいことをどんどんやっていくためにアドバイザーみたいな人が入ったのですけれども、なかなかどんなことをやっているのか見えてきませんけれども、町長として赤字つくればいいというものではありませんから、何とか黒字経営して、余剰金があると宣伝だとかいろんなチャレンジできるのですけれども、何せ金がないから貧すれば鈍するみたいな格好で、PRもできない。いろんなことができないということになると思うので、何とか少し利益が出るようなことを単年間でもいいから町が、赤字なら町は何とかしなければならぬのですから、町民の宿泊をふやす方法だとか、そういうことを少し考えてはどうか

など思うのですけれども、町長、どう思いますか。

加納議長
小林町長

町長。

本町、土幌高原ヌプカの里とピア21と、それからプラザ緑風という観光的施設を持っているのですけれども、いずれにしてもプラザ緑風は町民の皆さんのそういう交流の場というのですか、癒やしの場ということで提供しているわけでありますけれども、今も大西議員が言われたようにそういうニーズを踏まえながらいろんなことに取り組んでいかなければならないわけでありますけれども、先ほど出ましたトラフグもそうですし、合宿もそうであります。それから、ゲートボールを年8回くらい開催をしているということでもありますけれども、いかにも多く使っていただくよう、なかなか今の状況の中だけでは会社の経営としてはそんなに厳しい中でありますから、町としても今含めた、宿泊の助成も含めて、町の支援として今後検討してまいりたいと思います。

加納議長
清水議員

8番、清水議員。

今の質問に関連するのですが、もともとはあそこの施設というのは農民健康増進施設ということで出発したわけですから、そういう点では町民にどう利用してもらおうかということが一番肝心なところだと思うのです。実際にあそこの温泉を利用している、いわゆる常連客といえますか、町民の中にも常連であそこの温泉を利用している人たちがいるのです。利用している人たちの話を聞きますと、非常に泉質がいいし、体にいいというふうに聞いています。そういうことからいいますと、先ほどの質問にもありましたようにやはり町民にどれだけ利用してもらおうか。そのことがまさに町民の健康増進につながっているということは証明されているわけですから、そういうことも考慮して今後の対応の仕方とどうやって町民にそういう温泉のよさということを理解してもらって、利用をふやしていくかということを検討すべきだというふうに思うのですが、そこのところはどのように考えられますか。

加納議長
小林町長

町長。

ご案内のとおり、もとの古い緑風荘もそうなのでありますけれども、1つは町民の健康づくりということがありますし、もう一つは町民含めて管内を中心にして交流の場ということでありますけれども、そういう面ではリピーター的に使ってもらおうということが大事なことなので、PRもそうでありますけれども、できる限り使っていただくことを少しく奨励するというのですか、そういうことも今後検討しながら取り組んでいきたいと思っておりますし、特に施設的にはこのたび風呂を中心に当初予算で決めていただいたとおり修繕が終わったところでありますけれども、施設の修繕とあわせて今のような宿泊、あるいは利用者がふえるような、またソフト面の充実も今後十分検討してまいりた

9

加納議長 いと思います。

加納議長 ほかにございませんか。

(な し)

加納議長 それでは、以上で株式会社ペリオールの経営状況の報告についてを終わります。

日程第9、議報告第4号「総務文教常任委員会所管事務調査報告」を行います。

職員に調査概要及び内容を省略し、所感のみ朗読させます。

藤内 議報告第4号。

総務係長 平成26年6月13日。

士幌町議会議長、加納三司様。

総務文教常任委員長、服部悦朗。

総務文教常任委員会所管事務調査報告。

本委員会は、閉会中に所管事務調査を実施したので、その結果を報告します。

調査事項、町有財産の管理について。

3ページをごらん下さい。第5、所感。

1、財産の管理。財産管理については、それぞれの部署での財産管理者によって管理がなされており、必要に応じた修繕等を行っている。今後も、利用者の視点に立った管理が実施される事を望む。各部署では、年に一度担当する施設等の点検、点検結果を管財電算担当へ報告が実施されているが、総じて管理をするシステムを確立する必要があると考える。各管理部署での点検内容・結果等の更新データがネットワークを通じて集積され、点検から修繕等の管理状況が一目で確認できるシステムが今後確立されるべきと考えられる。

2、町有地（町外）について。苫小牧市及び白老町に所在する町有地については、過去に一部を売却したが現在のところ、道路用地として売却後の残地についても所在位置、周囲の状況から、今後も当面現状維持として保有すると考える。定期的に点検し、適切な保全管理が望まれる。

3、現地視察。平成23年度以降に町が取得した財産を中心に現地で担当者より説明を受けながら視察を実施し、各施設は良好な状態で管理されているが、下記の施設について対応を求める。

学校給食センターでは、これまでも既存施設の改修や、調理器具を修繕しながら衛生管理の徹底を図ってきた。平成25年度には、保健所の指導による大型冷蔵庫の導入のための増築をおこない、検収作業や冷凍食品管理が充実し、衛生面での改善が図られてきている。しかし、建設から25年が経過し施設や器具の老朽化、同規模の他町村の給食センターと比べて面積が半分以下と手狭、夏場の室内の温度上昇や換気のため窓をあける必要があり、駐車場や周辺道路からの土埃や昆虫などの異物混入の恐れがある。児童生徒への「安心・安全・おいしい給

		<p>食」を提供するためにも、衛生面を考慮し周辺の舗装や空調設備の設置については早急な対応が必要である。</p> <p>土幌町移住体験住宅は、本町へ移住を希望する方、検討している方に対し一定期間、町内での生活体験を通じ、移住や二地域居住への動機を高めてもらう事を目的に平成26年3月に整備された。本年7月からの利用開始に向けホームページ等で募集の周知と移住・定住のパンフレット等の作成、移住体験フェアへの出展を予定している。初期の目的達成のため、万全な方策を取られ有効に活用されるよう望む。</p> <p>以上です。</p> <p>総務文教常任委員長の補足説明があれば求めます。</p> <p>ございません。</p> <p>これで総務文教常任委員会所管事務調査報告を終わります。</p> <p>日程第10、議案第1号「土幌町町税条例等の一部を改正する条例案」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。</p>
10	加納議長 服部 委員長 加納議長	
	柴田 副町長	<p>議案第1号 土幌町町税条例等の一部を改正する条例案について説明をいたします。</p> <p>この改正につきましては、地方税法の改正により改正しようとするものであり、第1条では土幌町町税条例の一部を改正する条例でありまして、次に5ページでは土幌町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正、同じページで土幌町町税条例の一部を改正する条例の一部改正と3本の条例の一部を改正しようとするものであります。</p> <p>それでは、説明資料で説明いたします。7ページから29ページまでにつきましては新旧対照表を載せてありますが、平成26年度税制改正の要旨に改正内容、適用時期等を載せてありますので、こちらで説明をさせていただきますので、5ページをお開きください。まず、個人町民税であります。最初に、肉用牛の売却による事業所得に関する課税の特例の改正、いわゆる肉免であります。適用期限が平成27年度までとなっておりますが、これを3年延長して平成30年度までとするものでありまして、改正条例は附則第8条の改正であります。</p> <p>次に、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例であります。適用期限が平成26年度までを同様に3年間延長し、平成29年度までとするものであります。改正条例は附則第17条の2の改正で、適用時期はいずれも平成26年4月1日からであります。</p> <p>次に、法人税割の税率の改正であります。現在の法人税割の税率14.7%を12.1%に、2.6%の引き下げを行うもので、これは4月から消費税率8%が施行され、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため市町村の2.6%と、それと都道府県の1.8%を合わせま</p>

して4.4%の税率を引き下げた分、これを国税として今度新たに地方法人税を創設しまして、交付税の原資とするための税率の改正であります。改正条例は、附則第34条の4であります。適用時期であります。平成26年10月1日以降から始まる事業年度分から適用するものであります。したがって、9月30日まで到来する事業年度の法人については従来どおりの税率14.7%が適用となります。

次に、固定資産税の関係ですが、償却資産に係る課税標準額の特例の改正で、平成24年に改正いたしました地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例で下水道処理施設の除害施設の課税標準の特例について定めたところでありますが、これに水質汚濁防止法の特例施設にかかわる汚水、廃液処理施設を初めとする記載の4項目の施設、機器等にかかわる償却資産についての特例割合を追加するものであります。割合につきましても記載のとおりでございます。適用時期は平成26年4月1日であります。

次も同じく固定資産税で、旧民法第34条、法人の非課税措置廃止に伴う改正でありまして、旧民法第34条の規定により設立されました社団法人または財団法人について平成20年12月に新たに公益法人制度がスタートしまして、一般社団法人または一般財団法人に移行した法人が設置する施設で、それまで非課税とされていたものについて5年間の移行期間が終了したことにより非課税措置を廃止するものであります。これに該当する法人は本町にはありませんけれども、一般財団法人帯広市文化スポーツ振興財団や一般社団法人帯広市医師会などがこの対象になるものでございます。

次に、6ページをお開きください。軽自動車税の税額の引き上げについてであります。従前から論議されてきたものでございますけれども、軽自動車税と小型自動車の重量や価格面においてそれぞれ格差が少なくなってきたおり、これによる税負担の公平という観点から地方税法が見直されたもので、税額2,000円を下限といたしまして現行の税額を1.25倍から1.5倍に引き上げるものであります。表にありますとおり、主なものでは原付バイクでは50cc、それから50から90ccまでの下限を2,000円、1,000円を2,000円に、125ccについては2,400円に、軽4輪の自家用の乗用車が7,200円だったものを1万800円に、自家用貨物では4,000円から5,000円にそれぞれ表のとおり引き上げようとするものであります。ただし、生活の足として利用しております軽3輪及び軽4輪、主に軽4輪でございますけれども、軽4輪以上については平成27年4月1日以降に登録されるもの、いわゆる新車に対してのみこの税額が適用されるものであります。改正条例につきましては第82条の改正で、施行時期は平成27年4月1日からであります。

次に、軽自動車税の税額の特例につきましては、重課の規定の新設であります。初めて車両番号を交付を受けてから13年を経過した軽3

輪及び軽4輪以上の軽自動車に対しまして14年目から表のとおり税額の割増しを行う規定について新設するものであります。これは、普通自動車税と同じく軽自動車税のグリーン化を進める観点から、13年を経過した軽自動車についておおむね20%の税額の引き上げを行うものでありまして、改正条例は附則第16条の改正であり、適用時期は平成28年4月1日からであります。

その他につきましては、地方税法等の改正により引用条文の改正や文言の改正を行うものであります。

以上で議案第1号の説明といたします。

加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なし)

加納議長 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(なし)

加納議長 討論なしと認め、これより議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

[日程第11、議案第2号「土幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」](#)を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴田副町長 議案第2号 土幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

この改正につきましても地方税法の改正により条例を改正しようとするものであります。

それでは、説明資料の30ページをお開きください。31ページから32ページまでは新旧対照表を載せてありますけれども、30ページの平成26年度国民健康保険税改正の内容で説明をいたします。最初に、後期高齢者支援金分及び介護分の課税限度額の改正であります。それぞれ2万円ずつ引き上げ、後期高齢者支援金分では14万円から16万円に、介護分では12万円から14万円に引き上げるもので、条例は第2条の改正であります。

次に、軽減基準の改正であります。まず、5割軽減であります。従来軽減の判定となる所得の算定に被保険者の世帯主の数を含まれていなかったところでもありますけれども、この改正によりまして世帯主も数に含めることとしたものであります。今まで軽減の基準となる所得は24万5,000円に世帯主を除く被保険者数を乗じて、それに33万円を足した額、これを下回っていれば5割の軽減となっていたわけですが、今回の改正によりまして世帯主を含めた被保険者数に24万5,000円を乗じまして33万円を足した額となりますので、実質では24万5,

000円ふえた額での軽減の判定をするということになりますので、判定の基準額が広がりまして、その分対象者がふえるということになります。同じように2割軽減につきましても軽減判定の基準額を35万円から45万円と10万円アップすることにより、その分対象者がふえることになりまして、低所得者層への軽減の対象者の拡大を図るものでございます。改正条項につきましては、第23条であります。

その他につきましては、地方税法の改正によりまして引用条文の改正や文言の改正を行うものであります。

議案に戻っていただきまして、附則でございまして、施行時期につきましましては、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用するものであります。

2条の適用区分につきましては、改正後の規定は、平成26年度以降の国保税について適用し、平成25年度分までについては、従前の規定を適用するというものであります。

それぞれの影響につきましては、平成25年度国民健康保険税賦課の所得をもとに比較をしましたところ、限度額引き上げによる後期高齢者支援金分世帯1,131世帯のうち限度超過は320世帯、次に介護分につきましましては限度超過世帯は706世帯のうち23世帯で、後期高齢者支援金及び介護分の限度額改正による増額は720万円となります。一方、軽減判定基準額の引き上げによる5割、2割軽減を合わせて31世帯がふえ、税額で約220万円の減額ということになり、改正前と改正後で限度額超過世帯の税額が上がり、低所得者層に対し軽減を拡大するものであります。限度額を超えない世帯につきましては税率を変えてございませぬので、所得の変動がなければ影響がないということになるものであります。

以上で議案第2号の説明といたします。

加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。8番、清水議員。

清水議員 ただいま説明をいただきまして、限度額の引き上げということですが、1,131世帯が限度額引き上げの対象になる。

(何事か言う者あり)

清水議員 そのうち320世帯が引き上げの対象ということでしたね。それに対して軽減対策ということで、31世帯、220万円が軽減されるということの説明でしたね。私いつも申し上げているのですが、国保税そのものは実際にどんどん、どんどんこういう形で少しずつ引き上げられてきているのです。今回もそういう形で加入者に税負担を求めるといふふうになってきています。もともとと申しますか、1980年度には約50%を国が負担していたわけですが、それが徐々に引き下げられるという形で、現在2009年の段階で24.7%まで引き下げられてしまっているということが起こっています。これは、結局は今国保税の税負担が重過

ぎるという状態になっていると思います。実際にこのことによって限度額を超過する人たちの税負担額は幾らになりますか。

(何事か言う者あり)

清水議員 いわゆる療養給付費分と介護分と今回引き上げられる、それ合わせた。総額、限度額を超える人たちの国保税額というのは幾らになりますか。

加納議長 町民課長。

波多野町民課長 ちょっと計算させていただきたいと思います。ちょっとお待ちください。

加納議長 ちょっと暫時休憩。

午前11時47分 休憩

午前11時49分 再開

加納議長 それでは、休憩を解きます。

町民課長。

波多野町民課長 町民課長からお答えいたします。

現行の限度額超過世帯が336世帯で、限度額それぞれで足していきますと81万円が限度額を超える金額になりますので、掛け算すると2億7,216万円が限度額を超える金額になります。

加納議長 8番、清水議員。

清水議員 結局331世帯の人たち、それがこの数字で先ほどの320世帯が負担増になる分が720万円ということですから、単純に4万円が上乗せされるということにはならないと。ですから、2万円しか引き上げられない人もいるという数字になるのですね。いずれにしても、そのような形で現行、現在のところは療養給付費が51万円の負担でしょう。それに後期支援金分が14万円、介護納付金分が12万円という形になっていて、現在最高負担額というのは77万円ですね。それに単純に4万円上乗せすれば81万円の税負担ですから、言ってみればほとんど担税能力とまでは言いませんけれども、しかしいかにも税負担が重過ぎるということだと思ふのです。だから、根本的な解決策というのは、先ほども言いましたようにやはり国がどんどん後退した国保に対する支援をふやしていくということ以外にないわけです。私は、そこをどのように求めていくのかと。町長としては、こういう形を容認できますか。国にその支援をふやせということを、自治体の長としては住民の福祉の増進を図るといふのは、これは自治体の最大の使命ですから、そこを町長はどのように考えているのですか。

加納議長 町長。

小林町長 国保の運営が厳しくなるということの中で、基本的には今言われた

ように国がその制度を守るために、皆保険制度を守るためにやるというのが私ども基本的な立場でありますけれども、当面国の中では都道府県単位で広域化をしていくと、こういう動きでありますから、そういう動きを見守りながら推進をしていきたいと思うけれども、とりわけ小さい町村にあってはその年の病気というのですか、状況によって大きく財政に影響を与えるということでもありますけれども、そういう面でやっぱり私は当面広域化という形を進めるべきだというふうに思うところであります。

それから、負担ということもあるのでありますけれども、もう一つ町村でいけば私どもも5,000万円ですけれども、一般会計から繰り出しながら財政運営をやっているという中では、最低制度に乗った引き上げをご理解いただきたいというのと、それから内容的に説明したつもりでありますけれども、所得が限度額を超える人はそれぞれ上がるのでありますけれども、もう一方では低所得者については先ほど言ったように200万円を超える軽減措置が拡大をされるという内容でありますので、ぜひご理解をいただきたいというふうに思うわけですが、当面全体的に国保のことでいけばやっぱりしっかり国がそれを担保していく。あるいは、国がしっかり制度を支えるようにやっていくというのは、これまでどおり国に対してそういう要望をしていきたいというふうに思っているところであります。

加納議長
清水議員

清水議員。

今町長がお答えになっているのですが、今回の税改正そのものが低所得者の負担を軽くするということを言っているのですが、実際に負担が軽減されるというのはそれほど多くありませんね、人数的にも先ほどの説明では。だから、220万円軽減されるだけですから、実際に差し引き500万円は住民に負担増を押しつけるという形になっていく。そういう線でいえば、どうやりくりしても今の税法の中でいくとこういう形しか出てこないというのが実態なのだと思うのです。そうすると、繰り返しになりますけれども、やはり住民の税負担をこれ以上ふやさないということではどうとすれば、こういう形で庶民に増税を押しつけるのではなくて、国がきちっとした社会保障の一環としてそれを捉えるという形で国に対策を改善させるという以外に道はないのだと思うのです。そういうことしかないと思うのですが、町長はそういうふうに思いませんか。

加納議長
小林町長

町長。

そうだと思うのです。いかに担税能力があるのかということは、やっぱりそれは考えていかなければならないわけでもありますけれども、もう一方では国、市町村も含めてでありますけれども、医療制度をどう財政的に運営をしていくかということもこれ重要な課題ですから、それは両方で見えていく必要があるのではないかとこのように私は思っ

	<p>ございます。</p>
加納議長	<p>よろしいですか。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>それでは、質疑がなければ質疑を終結し、討論を行います。8番、清水議員。</p>
清水議員	<p>ただいま審議されております議案第2号 土幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について反対討論を行います。</p> <p>年金生活者や失業者が加入する国民健康保険制度は、もともと適切な国庫負担なしには成り立たない医療保険であります。ところが、歴代政権は国庫負担を1984年度の約50%から2009年の24.7%へと半減させました。しかも、国保加入者の貧困化が深刻になった後もそれをもとに戻さず、場当たりに肩がわりの仕組みばかり導入してきました。結局国保税は高騰を続けているのであります。今回の条例改正は、後期高齢者支援金分課税額と介護納付金分課税限度額を引き上げるものであり、後期高齢者支援金分課税限度額は現行の14万円から16万円に、介護納付金分課税限度額は現行の12万円から14万円にそれぞれ2万円引き上げるものであります。その結果、納税者が負担する国保税の最高限度額は医療給付費分51万円と合計81万円となるものであります。引き上げの理由としては、低所得者に対する保険料軽減措置の拡大を図るとしては、今回の改正で減額される世帯は31世帯で220万円の減額となりますが、最高限度額引き上げの対象世帯数は336世帯で720万円の増税となることが質疑の中で明らかにされましたが、差し引き500万円の増税となるものであります。</p> <p>かつて国保加入者の多数派は全国的には農林漁業者と自営業者でしたが、今日では国保世帯主の7割が年金生活者などの無職者と非正規労働者などの被用者となっていると言われております。国政の貧困下によって生み出された国民健康保険制度の財政難は、国庫負担の増額によって解消されるべきものであり、国保加入者に増税を求める今回の国民健康保険税条例の改正には反対であります。議員各位の賛同をお願いして、反対討論を終わります。</p>
加納議長	<p>7番、服部議員、賛成討論でよろしいですか。</p>
服部議員	<p>議案第2号 土幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして賛成の立場で討論をさせていただきます。</p> <p>このたびの町条例改正は、地方税法の改正に伴い改正しようとするもので、後期高齢者支援金賦課額分と介護納付金賦課額分の限度額をそれぞれ引き上げるものであります。医療給付費等が増加する中、限度額超過世帯の割合の上昇が見込まれるなど、制度や事業の円滑な運営を確保するための改正であり、一方低所得者に対する減額措置は財政支援とあわせ軽減基準の改正を図り配慮されていると考えます。町には、さらなる医療費の抑制のための相談、指導体制の充実を図られ</p>

		<p>ますようお願いをいたしますとともに、国保の抱えている構造的問題につきましても国保が社会保障の機能を発揮できるよう自治体として加入者の実態把握を踏まえ、地域からの政策展開が必要であると考え、適切な対応を講じられるようお願いをしたいと思います。</p> <p>国保は、公的医療保険のセーフティーネットとしての役割を担い、皆保険体制を下支えしており、今回の条例の改正は賛成であります。議案第2号は賛成であります。議員各位のご理解と賛同をいただきますようお願いを申し上げまして、賛成討論といたします。</p>
1 2	加納議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>(な し)</p>
	加納議長	<p>これをもって討論を終結いたします。</p> <p>これより議案第2号を起立により採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。</p> <p>(賛成者起立)</p>
	加納議長	<p>起立多数であります。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第12、議案第3号「土幌町就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。</p>
	柴田副町長	<p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。</p> <p>議案第3号 土幌町就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例案について説明をさせていただきます。</p> <p>この条例につきましては、学校教育法施行令の一部改正に鑑み、早期からの教育相談、支援及び就学先決定時における就学指導のみならず、就学後における一貫した教育支援についても助言を行うという観点から、委員会の名称、設置にかかわる目的及び所掌事務について改めるものでございます。</p> <p>説明資料の33ページをお開き願います。表の上段でございますけれども、題名中、就学指導を教育支援に改め、第1条では設置にかかわる目的を、第2条では所掌事務を改めようとするものであります。これは、文部科学省から「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」という通知の中で、教育委員会に設置されている就学指導委員会については早期からの教育相談や支援、就学先決定のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の充実を図るとともに、名称についても教育支援委員会とすることが適当であるということから、これを受けて改正するものであります。</p> <p>さらに、下の表にありますとおり報酬に関する条例で委員会の名称を改正するものでございます。</p> <p>議案に戻っていただきまして、附則でございます。施行時期につきましては、平成26年7月1日から施行しようとするものであります。</p>

経過措置につきましては、現在委嘱されている委員の任期は改正前の任期の残任期間とし、また現在選出されている委員長、副委員長は改正後の委員長、副委員長とみなすこととするものであります。

4につきましては、先ほど説明しましたとおり報酬に関する条例を改正するものであります。

以上、簡単ですけれども、説明といたします。

加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(な し)

加納議長 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(な し)

加納議長 討論なしと認め、これより議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次回は17日午前10時から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

(午後 0時05分)